

基礎・境界ソサイエティ国際会議・国内会議事務処理要綱

(平成 28 年 4 月 15 日制定)

(平成 29 年 6 月 29 日一部改正)

(2018 年 12 月 6 日一部改正)

(2019 年 4 月 25 日一部改正)

(2019 年 9 月 11 日一部改正)

(2023 年 3 月 23 日一部改正)

1. 本要綱で取り扱う研究集会は、基礎・境界ソサイエティならびにその傘下の常設または特別研究専門委員会、サブソサイエティが主催、共同主催、技術協催、協賛、後援する国際会議、国内会議、第二種研究会とする。
2. 国内会議（第二種研究会を除く）の事務手続きも「国際会議開催に関する手続き」、 「国際会議の事務処理マニュアル」に従うものとする。なお、コンテンツの取り扱いはその限りではない。
3. 国際会議開催を主催または共同主催する場合、開催のおおよそ 2 年前を目安として、会議開催主体は「国際会議計画趣意書」を ESS サブソ・研専会議に提出し審議決定の後、ESS 運営委員会の承認を得なければならない。また、会議開催後適切な時期に、会議開催主体は ESS サブソ・研専会議および ESS 運営委員会に対して、開催ならびに会計報告を行わなければならない。
4. 国内会議ならびに国際的な第二種研究会開催を主催または共同主催する場合、開催のおおよそ 1 年前を目安として、会議開催主体は「国際（国内）会議計画趣意書」を ESS サブソ・研専会議に提出し審議決定の後、ESS 運営委員会の承認を得なければならない。また、会議開催後適切な時期に、会議開催主体は ESS サブソ・研専会議および ESS 運営委員会に対して、開催ならびに会計報告を行わなければならない。ただし、国際的な第二種研究会とは、すべての研究発表が外国語で行われる第二種研究会である。
5. 国際的ではない第二種研究会で、開催主体とは独立して予算執行を伴う場合、予算執行前に「会議予算執行・決裁権限委譲申請書」を ESS サブソ・研専会議に提出し審議決定の後、ESS 運営委員会の承認を得なければならない。ただし、予算執行の独立性については、ESS 会計幹事が総合的に判断する。また、会議開催後適切な時期に、会議開催主体は ESS サブソ・研専会議および ESS 運営委員会に対して、開催ならびに会計報告を行わなければならない。
6. 国際会議または国内会議を技術協催、協賛、後援する場合、会議開催主体は ESS 事業担当幹事を通じて ESS 事業担当副会長に「国際（国内）会議計画趣意書」を提出し承認を得るものとする。なお、ESS 事業担当副会長が特に要求する場合を除き、「国際（国内）会議計画趣意書」に別添することが求められている予算書は省略できる。ESS 事業担当副会長は必要に応じて「国際（国内）会議計画趣意書」を ESS サブソ・研専会議および ESS 運営委員会に付議することができる。また、開催後適切な時期に会議開催主体は ESS 事業担当副会長に対して ESS 事

業担当幹事を通じて、開催報告を行わなければならない。さらに、ESS 事業担当副会長の求めがあった場合には、会計報告を行わなければならない。ESS 事業担当幹事は ESS 事業担当副会長が承認した会議ならびに報告受領した会議 ESS サブソ・研専会議および ESS 運営委員会に報告する。会議開催主体からの要望があれば、ESS が技術協催、協賛、後援する会議のホームページへのリンクを ESS のホームページから張ることができる。

7. IEICE 本部ならびにソサイエティのロゴの使用申請は、原則として、「国際（国内）会議計画趣意書」または「会議予算執行・決裁権限委譲申請書」が承認されたあとに行うことができる。
8. ESS サブソ・研専会議において開催申請または開催報告を行う場合、研究集会を主催・共同主催・技術協催・協賛・後援するサブソ・常設研専・特別研専の長、または研究集会の実行委員長、またはその代理が ESS サブソ・研専会議に出席し行うものとする。
9. 本要綱3, 4, 5項による定めとは別に、ESS会計幹事から指示があった場合には、会議開催主体は四半期会計報告等の手続きを適切に行わなければならない。
10. 本要綱の定めにかかわらず、事務処理を円滑に進めるため、ESS 運営委員会の承認のもと、特例を認めることができる。特に、定期的で開催される会議に対して慣例的な特例を認めることができる。
11. 本要綱は、ESS 運営委員会において改正することができる。